

## 令和8年度 民間提案型官民連携モデリング事業 質問回答

### ■質疑期間にいただいた質問

Q. 民間事業者の応募にあたりモデル構築地方公共団体となる自治体の記載が求められているのですが、これは複数団体に記名をしても良いものでしょうか。

A. 1つの地方公共団体であっても、応募ごとに調査内容が異なる場合には、複数の応募においてモデル構築地方公共団体となることができます。ただし、同一の調査テーマにおいて内容が異なる複数の応募について同時にモデル構築地方公共団体となる場合には、当該地方公共団体における調査実施体制等の観点から、可能な限り応募を1件に整理していただくことが望ましいと考えております。なお、このような場合には、必要に応じてモデル構築地方公共団体様に調査実施意向を確認する場合がございます。

Q. モデル構築地方公共団体（ニーズ提案地方自治体）が、複数の応募団体とモデリング事業に応募することは可能でしょうか？それともモデル構築地方公共団体は、マッチングした一つの応募団体とのみ応募が可能でしょうか？

A. 1つの地方公共団体であっても、応募ごとに調査内容が異なる場合には、複数の応募においてモデル構築地方公共団体となることができます。ただし、同一の調査テーマにおいて内容が異なる複数の応募について同時にモデル構築地方公共団体となる場合には、当該地方公共団体における調査実施体制等の観点から、可能な限り応募を1件に整理していただくことが望ましいと考えております。なお、このような場合には、必要に応じてモデル構築地方公共団体様に調査実施意向を確認する場合がございます。

Q. 委託契約単価について 当社の委託契約単価規定、一般管理费率15%は、国交省様の委託契約での適用が認められております。本件につきましても適用可能でしょうか。

A. 本件について、土木設計業務等積算基準に記載の一般管理費等率に関し、15%の適用は差し支えありません。

Q. 人件費の精算対象について 本業務は対象経費の額を確定したあとに事務局が支出する精算払いと認識しています。「別添1（表紙\_様式1）（ワード形式）」内の「①業務実施体制」においては、「注1）上記には配置予定者（最大5名まで）を記載すること。」との上限が示されていますが、これはあくまで様式上の記載人数の上限を指すものという理解で良いでしょうか。あるいは、精算対象とできる人数が5名までとなるのか、どちらの解釈でしょうか。

A. 様式1に記載する配置予定者の上限として5名としており、精算対象の上限数ではございません。

Q. 調査テーマ【1-②】で応募する場合、未利用地や河川敷等を含むインフラに対する PPP/PFI 事業は、同種実績になりますでしょうか。

A. ご質問の「未利用地や河川敷等を含むインフラに対する PPP/PFI 事業」について、ご質問の文面だけでは業務内容が不明なため、一般的な回答となってしまいますが、調査テーマの分野である「持続可能なインフラマネジメントの実現」に関する取組と関係する PPP/PFI 事業であれば同種業務といえる可能性があります。上記を踏まえ、様式1に記載する同種・類似については、募集要領の記載に沿って貴社にてご判断ください。

なお、同種又は類似業務の該当については、提出いただいた実績を証明できる書類及び業務内容がわかる書類をもとに国土交通省及び事務局が最終的に判断させていただきます。

Q. 共同提案の場合、様式3（ワークライフバランス等の推進に関する指標についての適合状況）およびその認定証の写しは、代表企業のみ提出すればよろしいでしょうか。

A. 共同提案の場合、様式3（ワークライフバランス等の推進に関する指標についての適合状況）およびその認定証の写しを、提案共同体を構成する全ての企業より提出をお願いします。

Q. 今回、複数企業による共同提案体での申請を考えており、様式6「共同提案体協定書」の記載内容について確認させてください。各構成員間で、合意を得るうえで、協定書の記載内容を一部修正（添付案赤字）させていただければと考えています。様式6について、標準記載内容の趣旨を外れない範囲で、適宜修正してもよろしいでしょうか？

A. 様式6について、原則変更は認められません。

Q. 国土交通省様が定めた土木設計業務等積算基準（日額単価 ※いわゆる建コン単価）ではなく、当社の委託契約単価規定（時間単価、ほぼすべての官公庁様の委託契約において適用を認められている原価性の単価）で積算する形でもよろしいでしょうか？

A. 記載いただいた単価で積算し、様式4\_参考見積書を作成いただいて構いません。

Q. 応募書類の表紙（応募申請書）、様式6（共同提案体協定書）について、責任者名などを記載すれば代表者印の押印は不要との認識でよろしいでしょうか。

A. 表紙（応募申請書）及び様式6\_共同提案体協定書の代表者の押印は不要です。

Q. 先日の説明会の Q&A において「応募ごとに調査内容が異なる場合、同一の地方公共団体が複数の応募においてモデル構築地方公共団体となることは問題ないが、可能な限り1件に整理することが望ましい」との整理が示されているものと理解しております。一方で、同一のテーマ区分（例：1-⑤ 群マネ）ではあるものの、対象分野（例：道路橋、水道、河川等）調査範囲、成果物が異なり、調査内容として棲み分けができていない場合において、同一の地方自治体が複数の民間業者と連携し、同テーマで応募することは可能と考えてよいか、確認させていただきたく存じます。

A. 同一テーマにおいて、調査対象等が異なり調査内容の棲み分けができていた場合であれば、複数の応募は可能です。ただし、当該地方公共団体における調査実施体制等の観点から、可能な限り応募を1件に整理していただくことが望ましいと考えております。また、調査内容は異なっても、同一テーマであれば調査目的は共通するため、モデル構築地方公共団体が最も実現したい提案について調査実施するのが望ましいと考えております。なお、このような場合には、必要に応じてモデル構築地方公共団体様に調査実施意向を確認する場合がございます。

Q. 本市は、ニーズ提案を行っておりませんが、民間事業者とマッチングが成立していれば応募の対象となるでしょうか。調査テーマ「1-⑥」が本市の取り組む内容と合致していることから、応募を検討しております。調査テーマ「1-⑥」の内容に群マネの記載はありませんが、これらを組み込んだ提案を行うことは可能（あるいは評価の対象）でしょうか。

A. ニーズ提案をしていなくても、モデル構築地方公共団体として応募頂くことは問題ありません。マッチングしている民間事業者様の応募にあわせて、様式5について記入いただき、併せて民間事業者様から提出をお願いします。調査テーマは選択制（複数不可）ですので、調査テーマの趣旨に沿った民間事業者様の提案が前提となりますが、1-⑥においても、群マネの内容を含めた提案を行うことは可能です。

Q. 「募集要項」5ページ目、調査テーマ1-③に記載のある「まちづくり計画」について「まちづくり計画」とは、各地方公共団体の任意の計画と捉えてよろしいでしょうか。あるいは、立地適正化計画や都市計画マスタープラン等の、法定計画を指すものと考えてべきでしょうか。応募に当たり、モデル構築地方公共団体様とも調整すべき事項になりますのでご教示願います。

A. 「まちづくり計画」は、ご記載いただいている法定計画又はそれに準ずる計画を想定しておりますが、各地方公共団体の任意の計画でも構いません。ただし、地方公共団体が「まちづくり計画」として策定している、策定を予定するものか提案書上で把握できるように記載をお願いいたします。

Q. シーズ提案書の提出が親会社からされており、今回子会社が同様の提案を実施した場合、「調査テーマ設定への貢献度が高い場合」に加点対象としていただけるでしょうか。

A. 加点対象は募集要項の記載に該当するシーズ提案者であり、別の提案者（子会社）は加点対象として認められません。

Q. 「※様式3に定める項目に該当がある場合は、同様式に定める点数を、合計点に加点する」と記載されておりますが、様式3を拝見しますと、点数の定めについての記載がございません。開示が可能であれば、加点方法についてご教示願います。

A. 加点方法については開示できません。

Q. 「提案書（様式2）」の「実施フロー」について、記載要領として、「想定される令和8年度以降の取組予定」とありますが、求められている内容は、今年度及び令和9年度以降の取組予定でしょうか。記載範囲についてご教示ください。

A. 実施フローについては、応募する調査業務のフローを記載し、令和8年度以降（今年度及び令和9年度以降）の取組予定についても記載ください。

Q. 昨年度の民間提案型官民連携モデリング事業にて、公共施設等（公園）の調査委託事業に選定を頂き、調査・検討業務を進めた配置予定者は、同一の配置予定者であれば「同種業務」の要件を満たしたことになりますでしょうか。

A. 応募するテーマが昨年度実施した公共施設と同種であれば同種業務の要件を満たすと考えますが、様式1に記載する同種・類似については、募集要領の記載に沿って貴社にてご判断ください。なお、同種又は類似業務の該当については、提出いただいた実績を証明できる書類及び業務内容がわかる書類をもとに国土交通省及び事務局が最終的に判断させていただきます。

Q. 様式1①業務実施体制では、管理担当者含めて最大5名を記載することになっておりますが、6名以上が業務に従事＝見積りに人件費を計上することは可能なのでしょうか？

A. 様式1の業務実施体制に記載可能な担当者は最大5名までとなりますが、様式4\_参考見積書に計上する人員数は6名以上でも問題ございません。

Q. 類似業務の「公共事業」「公共サービス」の定義がわからず要件を満たしているか判断に悩んでおります。市町村における、再エネやバイオマス活用のポテンシャル調査、地球温暖化推進計画や公共施設長寿命化計画といった市町村の計画策定業務は該当しますでしょうか？

A. 記載いただいた業務について、地方公共団体が発注したものであれば類似業務に該当すると考えますが、様式1に記載する同種・類似については、募集要領の記載に沿って貴社にてご判断ください。なお、同種又は類似業務の該当については、提出いただいた実績を証明できる書類及び業務内容がわかる書類をもとに国土交通省及び事務局が最終的に判断させていただきます。

Q. 調査業務を行うために既存のWebシステムを活用し検証を行う場合、当該調査に必要な範囲での利用料（環境維持費等）や調査用データ等の入力にかかった人件費については、対象経費となりますでしょうか？

A. 調査業務を行うために必要と判断されれば対象経費となりうると思料します。調査業務に使用されたことが証明できる書類を提出いただき、国土交通省及び事務局が最終的に判断させていただきます。

Q. 本事業に際し共同提案体での応募を予定しております。

その際に必要な共同提案体協定書は、電子署名による締結でも問題ございませんでしょうか。

A. 様式6\_共同提案体協定書は、電子署名による締結でも問題ございません。

Q. 実績を証明できる書類（例：契約書の写し、テクリスなど）及び業務内容が分かる書類も合わせて提出することとありますが、具体的に何を提出すれば証明となるのか、ご教示ください。仕様書だけを提出しても個人の証明にはならない、ということでしょうか？

A. 配置予定者が有する実績等を証明するため、配置予定者が従事した業務の内容が記載されており、同種又は類似業務の判断ができる書類及び、配置予定者がその業務に従事したことがわかる書類の提出をお願い致します。

Q. 募集要領「8. 対象経費の精算」について質問いたします。本業務は実費精算による精算払いとされていますが、精算の結果、当初の契約金額を下回った場合の事務手続きについて教示ください。弊社における会計監査および決算手続きの観点から、最終的な支払額と契約金額を整合させる必要がございます。そのため、減額が生じた際は「変更契約（減額変更）」を締結した上で精算を行うという認識でよろしいでしょうか。事務フローの想定をあらかじめ確認させていただけますと幸いです。

A. 最終的な対象経費は、対象経費に関する証明書類等を確認し、国土交通省及び事務局の審査等の上、その額を確定いたします。最終的な精算金額が当初の契約額と異なる場合、変更契約を締結したうえで額を確定し、通知させていただきます。

Q. 先日の説明会で国交省の積算基準の一般管理費（35%上限）の計上を認めるとご説明ありましたが、一般管理費は精算時に証拠書類が必要なのでしょうか？必要な場合はどのような証拠書類が求められますでしょうか？

A. 一般管理費については積算基準等の算定根拠をご提出ください。なお、精算時に国土交通省及び事務局の審査等において、必要と認められる場合は証拠書類等の書類の提出を求める場合があります。

Q. 様式1の添付資料として「実績を証明する書類（契約書・テクリス等）及び業務内容が確認できる書類（仕様書など）」の提出が求められております。下記についてご教示ください。

① 「テクリス登録内容確認書」にて同種・類似業務の判断が可能な場合、仕様書等は省略し、「テクリス登録内容確認書」のみの提出でもよろしいでしょうか。

② 様式1の記載欄にある「⑤その他の経歴（業務表彰、その他）」及び「⑥保有する資格」を証明する書類の提出は不要との認識でよろしいでしょうか。

A. ①テクリス登録内容確認書にて、業務の内容が確認でき、同種・類似業務の判断が可能で、合わせて配置予定者の実績だと確認できるのであれば、テクリス登録内容確認書のみの提出でも可能です。なお、同種又は類似業務の該当については、提出いただいた実績を証明できる書類及び業務内容がわかる書類をもとに国土交通省及び事務局が最終的に判断させていただきますので、判断ができない場合、仕様書等を提出していただき確認させていただく場合がございます。

②様式1の「⑤その他の経歴（業務表彰、その他）」及び「⑥保有する資格」を証明する書類の提出は不要です。

Q. III. 募集の方法 1. 応募書類には「文字サイズは10.5ポイント以上」、(様式2) P.1には「文字サイズは10ポイント以上」、(様式2) P.5及び(様式5)には「文字のサイズは10ポイントで」との記載がそれぞれございます。文字サイズの指定がある様式については、その様式に記載されている文字サイズで記載するとの理解でよろしいでしょうか。もしくは、全ての様式において、10.5ポイント以上で記載する必要がございますでしょうか。

A. 文字サイズの指定がある様式については、その様式に記載されている文字サイズ以上の大きさを記載ください。

Q. 「電子メールにより提出」との記載がございますが、様式ごとの「PDFファイル」及び「元データ(Word, PPT, Excel)」をZIPファイル等でまとめ(9MB以下)、メール添付にて提出すればよろしいでしょうか。認識が異なる場合は、提出方法について具体的にご教示ください。

A. 記載いただいた提出方法で問題ございません。

Q. 「※データ容量は9MB以下でご提出ください。」との記載がございますが、もし圧縮した上でデータ容量が9MBを超える場合、添付ファイルを分割し、複数回に分けてメールで提出することは可能でしょうか。

A. 9MBを超える場合は、1つのメールのデータ容量が9MB以下になるようファイルを分割の上、提出してください。

Q. 「表紙 応募申請書」と「様式4 参考見積書」について、共同提案体として応募する場合、【提出者】等の欄は下記のとおり記載して提出すればよろしいでしょうか。

- ・【提出者】欄の上部に「共同提案体の名称」を追記
- ・【提出者】、【作成者】及び【責任者(押印省略時)】欄には「共同提案体の代表企業」のみの情報を記載

A. 共同提案体として応募する場合、「表紙 応募申請書」と「様式4 参考見積書」の【提出者】の欄は共同提案体の代表企業の情報を記載ください。

Q. 単独参加及び共同提案体としての参加のいずれの場合においても、参考見積書への押印は不要との認識でよろしいでしょうか。

A. 単独参加及び共同提案体としての参加のいずれの場合においても、参考見積書への押印は不要です。

## ■事前にいただいた質問

Q. 精算払いとなる本業務の対象経費について確認させてください。募集要項の対象経費を読むと、国土交通省の土木設計業務等積算基準における、直接経費は必要分の積み上げで計上・精算可能、その他原価（間接原価など）は「支払いの対象としない経費」に合致するため計上・精算NG、となるかと思いますが、一般管理費等は、業務原価の率計上等で認めていただけるのでしょうか。その場合、国土交通省の土木設計業務等積算基準どおり、 $\beta = 35\%$ で計上・精算いただけるのでしょうか？もし上限額などがある等であれば、ご教授願います。

A. 土木設計業務等積算基準における一般管理費等については、様式4\_参考見積書に記載のとおり、本業務の実施に必要な経費として計上することは可能です。その算定にあたっては、応募団体においてご判断いただくこととなりますが、土木設計業務等積算基準に記載の一般管理費等率（ $\beta = 35\%$ ）を上限として適用することは差し支えありません。

Q. モデル構築地方公共団体様について、ご教示ください。一つの自治体様が、複数の民間事業者からそれぞれ異なる提案を受けた場合、当該自治体様が複数の提案に対して同時にモデル構築地方公共団体となることは、問題ないでしょうか。

A. 一つの地方公共団体であっても、応募ごとに調査内容が異なる場合には、複数の応募においてモデル構築地方公共団体となることができます。ただし、同一の調査テーマにおいて内容が異なる複数の応募について同時にモデル構築地方公共団体となる場合には、当該地方公共団体における調査実施体制等の観点から、可能な限り応募を1件に整理していただくことが望ましいと考えております。なお、このような場合には、必要に応じてモデル構築地方公共団体様に調査実施意向を確認する場合がございます。

## ■その他のよくいただく質問

Q. 事前のニーズ・シーズに参加していないが応募可能でしょうか。

A. 事前にニーズ提案に参加していない地方公共団体をモデル構築地方公共団体とすることは可能です。また、シーズ提案に参加していない民間事業者も応募可能です。ただし、シーズ提案書を提出（令和8年2月6日～2月27日）した事業者について調査テーマ設定への貢献度が高い場合に最大5点を評価点に加点することを予定しています。

Q. 「本調査業務の業務規模は、1件あたり、上限10百万円程度（消費税等込み）を予定している。」と記載されていますが、上限10百万円を超える部分については民間事業者の持ち出しコストとしながらこの調査業務全体にかかる費用を見積っても良いのでしょうか。それとも調査業務全体にかかるコストが上限10百万円となるようにする必要がありますでしょうか。

A. （募集要領P7）上限10百万円となるような調査業務としてください。

Q. 調査業務開始時期について、「契約を交わした日の翌日から」とありますが、いつごろから業務開始と考えておいてもよろしいでしょうか。

A. （募集要領P7）調査業務委託開始は、6月末頃に選定されたのち事務局と契約後となりますので、7月上旬～中旬頃の業務開始とお考え下さい。

Q. モデル構築地方公共団体が決定していない場合でも応募は可能でしょうか。また、テーマに合致していない応募は可能でしょうか。

A. 応募には、1以上の導入検討先の自治体を対象にさせていただく必要があり、様式5は自治体様に記入いただきます。モデル構築地方公共団体が決定していない場合、応募を受け付けておりません。また、テーマに合致していない応募は受け付けておりません。

Q. シーズ提案の段階から事業者のメンバー構成の追加や拡充は可能でしょうか。

A. メンバーの追加や拡充は可能です。ただし、シーズ提案書を提出（令和8年2月6日～2月27日）した事業者について調査テーマ設定への貢献度が高い場合に最大5点を評価点に加点することを予定しておりますが、メンバーの追加や拡充により、今回応募いただいた内容とすでに提出いただいているシーズ提案の内容が異なる場合は加点できない場合があります。

Q. システム構築を検討しているがシステム構築費は対象経費となるのでしょうか。また、成果物を調査業務完了後に活用することは可能でしょうか。

A. 前提として、個別技術や商品の提案は募集の対象外となりますのでご承知おきください。また、本事業で得られた成果物は募集要領P12に記載のとおり、一式の著作権は国土交通省に帰属することとなりますので、例えば、国土交通省に許可なく成果品のシステムを他に売却したり、公開したりすることはできません。その前提をふまえて、一般的に、地方公共団体に納品・実装する事業化に必要なシステム構築に係る費用であれば、対象経費と認められるかと思いません。ただし、システム構築は調査委託事業に限り使用するという整理にする必要があると考えています。この場合、本業務における成果物（報告書）にはその構築等の業務内容について記載いただく必要がございます。また、本事業はシステム構築を主眼とした事業ではなく、新たな官民連携手法の構築が目的ですので、その目的から外れない成果物（システム）であることが判断の基準になろうかと思えます。

なお、対象経費に入るかどうかの判断は、提出いただく業務の内容及び見積書内容の確認後となります。

Q. 「地方公共団体の課題の解決に資する優良なシーズ提案については、公募実施の上、国から調査委託を実施する予定です（10件程度）。」とあるが、モデル事業の対象となるシーズ提案はどのように選定されるのか。

A. 調査委託先の選定にあたっては、提案の先進性・有効性・汎用性等を考慮する予定です。また、シーズ提案を行った提案者やマッチングに参加した提案者には、提案内容に応じて加点評価を行います。

Q. 「国からの調査委託」について、年度内に事業化まで実現することが求められるのか。

A. 必ずしも年度内の事業化までを求めるものではありませんが、事業化に向けた進捗があることが望ましいです。スケジュール等については、モデル構築地方公共団体とも相談しながら進めることとなります。

Q. 「国からの調査委託」における地方公共団体への導入検討については、1地方公共団体に限られるのか。複数の地方公共団体における導入検討を実施しても問題ないか。

A. 予算の範囲内で実施可能であれば、複数地方公共団体で実施していただいても問題ございません。

Q. モデル事業に選定されるには、アピールタイムにおける地方公共団体とのマッチングが必要か。

A. アピールタイムにおけるマッチングは必須ではございません。

Q. モデル事業の導入検討を行う地方公共団体はどのように選定すればいいか。

A. モデル事業の導入検討を行う地方公共団体は、アピールタイム等を通じてマッチングした地方公共団体に限らず、民間事業者が独自に選定して連携体制を構築した地方公共団体でも結構です。